

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告の趣意は、憲法三一条、三九条、一一条、一三条違反をいうが、その実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員の一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年七月二三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	天	野	武	一	
裁判官	高	辻	正	己	
裁判官	服	部	高	顯	
裁判官	環		昌	一	